

(1) 災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）

府省名	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	項	防災政策費
						目	災害救助費等負担金
調査対象予算額		令和6年度（補正後）：120,489百万円の内数（予備費を含む）ほか （参考 令和7年度：2,840百万円（災害救助費等負担金の総額））				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 令和6年能登半島地震では、被災者のニーズを踏まえつつ、6,882戸の多様なタイプの仮設住宅を建設し、住宅を失った方々等の生活再建を図ってきた。一方、平成28年熊本地震と比較すると、仮設住宅の建設に多くの日数（およそ1.5倍）を要した【表1】。本調査では、令和6年能登半島地震において、仮設住宅の建設に長期の時間を要した背景を探り、より迅速に仮設住宅を提供する方法を検討する。

【表1】 過去の地震災害の被害状況、仮設住宅（建設型）の供給状況等

	東日本大震災 （平成23年3月11日）	平成28年熊本地震 （平成28年4月14日・16日）	令和6年能登半島地震 （令和6年1月1日）	（参考） 令和6年能登半島豪雨 （令和6年9月20日）
住家被害 （全壊・半壊）	406,127戸	43,148戸	29,941戸	686戸
仮設住宅 （建設型）	53,194戸	4,303戸	6,882戸	286戸
発災から全戸完成 までの日数	376日	214日	357日	189日

【参考】

- 災害救助費等負担金は、一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法に基づき、現に救助を必要とする者に対して救助を実施し、その応急救助に要した費用の一部を負担するもの。仮設住宅の建設も、同負担金の対象となる。

② 調査の視点

令和6年能登半島地震における仮設住宅建設の遅れに係る背景

以下の視点から、仮設住宅の建設に多くの日数を要した背景を分析する。

- ①インフラ・ライフラインの損傷
- ②建設候補地の選定に係る問題
- ③災害時の支援協定に係る問題

（参考）建設型の仮設住宅の特徴等について

【調査対象年度】
令和5年度～令和6年度
【調査対象先数】
内閣府：1先

③ 調査結果及びその分析

令和6年能登半島地震における仮設住宅建設の遅れに係る背景

① インフラ・ライフライン等の損傷による主な建設工期遅延の要因

- ・半島を南北に結ぶ主要幹線道路が至るところで被災し、仮設住宅の建設人員、資材の搬入に相当の時間を要した。
- ・ライフライン（電気、上下水道等）の途絶により、営業している宿泊施設等がなく、建設作業人員が現地に宿泊して作業ができなかった。結果、金沢市内のホテルから建設地まで往復輸送せざるを得ず、1日あたりの実作業時間が減少し、工期が延びる原因となった。
- ・物流等を早期に回復させるため、道路復旧工事が優先されたことから、仮設住宅の建設に必要な砕石・アスファルトの調達が困難となった。同様に、生コンクリートについても、近傍のプラントが被災し、調達が困難となった。

② 建設候補地の選定に係る問題

仮設住宅を建設した10市町ではあらかじめ、127か所の建設候補地を選定していたが、以下の理由から、実際に利用した建設候補地は38か所であった【表2】。

- ・地震により建設候補地の地盤に亀裂が入った
 - ・道路が啓開しておらず、建設候補地まで行くことが困難であった
 - ・建設候補地としてリストに掲載されていたが、山間地のため整備しないと使用できない土地であった
- そのため、新たに建設候補地を121か所選定したが、事前に検討していない土地であったことから、
- ・ライフライン（電気・上下水道）の有無
 - ・安全性（災害被害想定区域内外（液状化・津波・洪水・土砂災害など））の確認
 - ・利便性（学校、病院、スーパー等へのアクセス）の確認

など、仮設住宅の建設に際し、改めて県と市町との協議が必要となった。また、建設候補地によっては地盤が軟弱であることから、地盤改良を行う必要があったなど、建設決定までに時間を要した。

③ 災害時における石川県の協定締結状況

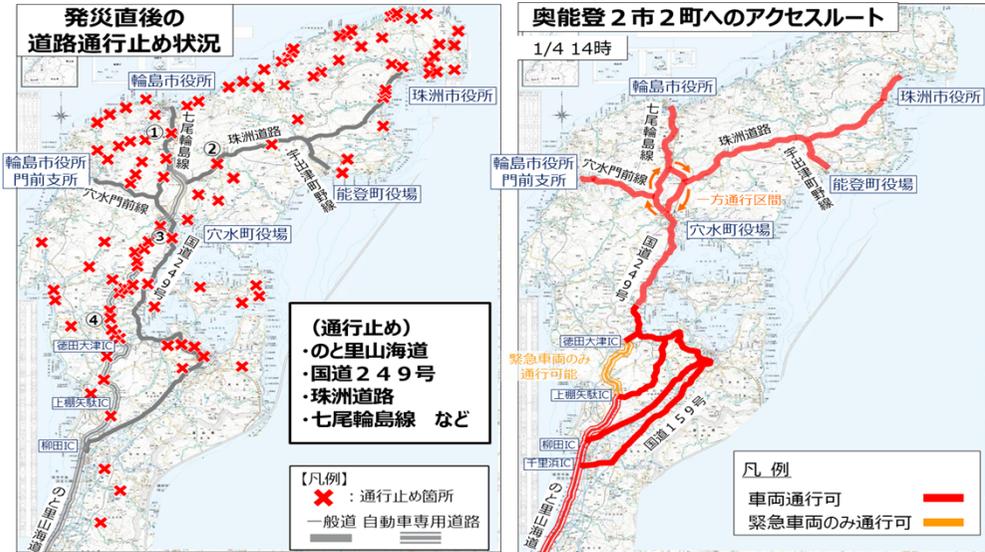
- ・建設事業者との「災害時の支援協定」において、建設する住宅の仕様や間取り等を事前に決めておくことで、発災時の世帯数に応じた仮設住宅の建設、既設ハウスの活用がスムーズに行われ、被災者への仮設住宅の早期供与が可能となる。このため、自治体は可能な限り多くの建設事業者と協定を締結しておくことが重要である【表3】。
- ・一方で、石川県が発災前に結んでいた支援協定はプレハブ建築協会のみであったことから、発災後、迅速に大量の仮設住宅を建設するため、他の団体とも支援協定を締結したものの、その調整に時間を要した。

（注）石川県では発災後、新たに8団体と協定を締結しており、全体で9団体となっている。

協定締結先：プレハブ建築協会、日本ムービングハウス協会、日本RV・トレーラーハウス協会、石川県木造住宅協会、全国木造建設事業協会、日本ログハウス協会、石川県建団連、日本モバイル建築協会、日本木造住宅産業協会

- ・令和6年能登半島地震ではムービングハウス・トレーラーハウス等の供与は667戸と初めて仮設住宅全体の1割に達したが、本年6月より運用開始している「災害対応車両登録制度」のない状況下だったため、仮設住宅として活用可能な既設のムービングハウス等のストックが少なく、新たに設計・建設を行ったなどの理由から発注から供与まで平均してムービングハウスについては2か月弱、トレーラーハウスについては1か月程度の時間を要した。

【参考】発災直後の道路状況及び1月4日時点での奥能登へのアクセスルート



【表2】石川県内の建設候補地の選定及び活用状況

	合計
建設候補地	127か所
実際に建設した団地数	159カ所
うち建設候補地を活用	38か所 (30%)

【表3】関係団体と都道府県の協定締結状況（令和7年4月時点）

団体名	協定締結状況
(一社)プレハブ建築協会	47都道府県で締結済
(一社)全国木造建設事業協会	45都道府県で締結済
(一社)日本ムービングハウス協会	24道県で締結済

③ 調査結果及びその分析

(参考) 仮設住宅（建設型）の特徴等について

【仮設住宅（建設型）の種類等】

	プレハブ	木造 (まちづくり型・ふるさと回帰型)	ムービングハウス	トレーラーハウス
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ大量供給可能 解体・撤去が前提 広大な敷地のある公園等に大きな団地形態で建設 	<ul style="list-style-type: none"> 仮設供与終了後、恒久住宅として再利用が可能 高齢者等からのニーズは高い 被災者のニーズや従前のコミュニティの維持に適している 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な設置が可能 供与終了後に他の被災地での転用可 建設現場の諸条件等により、さらに建設工期の短縮が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な設置が可能 供与終了後に他の被災地での転用可 建設現場の諸条件等により、さらに建設工期の短縮が可能
建設工期（一般）	約1月～2月	約2月～3.5月	約3週間～1.5月	約1月～2月
令和6年能登半島地震における建設工期	60日（平均） 32日（最短）	114日（まちづくり型）（平均） 109日（ふるさと回帰型）（平均） 61日（まちづくり型）（最短） 95日（ふるさと回帰型）（最短）	53日（平均） 20日（最短）	32日（平均） 26日（最短）
令和6年能登半島地震における1戸あたり平均単価	1,701万円	1,792万円（まちづくり型） 1,958万円（ふるさと回帰型）	1,411万円	1,170万円

【仮設住宅（建設型）の供給状況】

	東日本大震災	平成28年熊本地震	平成30年7月豪雨	令和2年7月豪雨	令和6年能登半島地震	(参考) 令和6年能登半島豪雨
プレハブ	37,576戸 (71%)	3,620戸 (84%)	348戸 (50%)	—	4,636戸 (67%)	—
木造	15,618戸 (29%)	683戸 (16%)	298戸 (43%)	740戸 (92%)	1,579戸 (23%)	286戸 (100%)
ムービングハウス・トレーラーハウス等	—	—	51戸 (7%)	68戸 (8%)	667戸 (10%)	—
合計	53,194戸	4,303戸	697戸	808戸	6,882戸	286戸

④ 今後の改善点・検討の方向性

○建設候補地の選定について

令和6年能登半島地震における仮設住宅の供与については、特に被害の大きかった地域では、地盤の亀裂や建設地候補地までの道路の断絶等により、あらかじめ選定していた建設候補地では不足し、変更又は追加を余儀なくされた市町もあり、通常の建設工期に比べ多くの日数を要する結果となった。

このため、今後発生が危惧される南海トラフ地震・首都直下型地震等を見据え、各自治体においては、建設候補地について最新の災害リスク情報等を踏まえて再検証を行うとともに、ライフラインが寸断される場合に備えて上下水道の分散型システムの活用等についても検討を進めるなど、事前の備えを徹底すべきである。

○協定締結の促進について

事前に災害時の支援協定を各協会と締結することで、発災時における仮設住宅の建設がスムーズに行われることから、都道府県は複数の協会と協定を締結すべきである。

○災害対応車両登録制度の活用について

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、本年6月より「災害対応車両登録制度」が運用開始された。十分な数のムービングハウス・トレーラーハウス等が登録されれば、各自治体は、発災時に利用可能な車両の情報を即時に把握できるようになる。内閣府は、当該制度の周知徹底、十分な登録数確保に向けた基準の設定や当該車両に対応した仮設住宅制度等の柔軟な運用、自治体や業者が利活用しやすい環境整備を図ることで、早期供与が可能かつ費用面でも優位性のあるムービングハウス・トレーラーハウス等の利用促進を図るべきである。